

岩見沢市子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例の概要

第1 改正の趣旨

「こども家庭庁設置法（令和4年法律第75号）」の施行に伴って必要となる関係法律の改正を行う「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）」による子ども・子育て支援法及び学校教育法の一部改正、並びに「こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和5年厚生労働省令第48号）」による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正を受け、所要の規定の整理を行う。

第2 改正の内容

(1) 改正する条例

- (第1条) 岩見沢市子ども・子育て会議条例
- (第2条) 岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- (第3条) 岩見沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

(2) 改正内容

- ア 子ども・子育て支援法第19条第2項が削除されたことに伴う同条第1項を引用する条文の改正、及び同法第77条が第72条に繰り上げられたことに伴うこれらの条を引用する条文の改正（第1条、第2条関係）
- イ 学校教育法第25条に第2項及び第3項が追加されたことに伴う同条を引用する条文の改正（第2条関係）
- ウ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定により指針を定める者が厚生労働大臣から内閣総理大臣に改められたことに伴う条文の改正（第2条、第3条関係）

第3 施行期日

公布の日

岩見沢市条例第15号

岩見沢市子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月3日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例

(岩見沢市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第1条 岩見沢市子ども・子育て会議条例(平成25年条例第27号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条」を「第72条」に改める。

(岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書並びに同項第1号及び第2号中「第1項」を削り、同項第3号中「第1項」を削り、「同項」を「同条」に改める。

第6条第2項中「第1項」を削り、同条第3項中「第1項」を削り、「同項」を「同条」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項」を「第19条」に改める。

第8条並びに第13条第4項第3号ア(ア)及び(イ)並びに同号イ(ア)及び(イ)中「第1項」を削る。

第15条第1項第3号中「第25条」の次に「第1項」を加え、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第20条第4号中「第1項」を削る。

第35条第1項中「第19条第1項」を「第19条」に改め、同条第2項中「第1項」を削り、「同項」を「同条」に改め、同条第3項後段中「同項」

を「同条」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項」を「第19条」に改め、同条第2項及び第3項後段中「第1項」を削り、「同項」を「同条」に改める。

第37条第2項及び第39条第2項中「第1項」を削る。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第51条第1項及び第2項中「第19条第1項」を「第19条」に改め、同条第3項中「第19条第1項」を「第19条」に、「同項」を「同条」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項」を「第19条」に改め、同条第2項中「第19条第1項」を「第19条」に、「同項」を「同条」に改め、同条第3項中「第19条第1項」を「第19条」に改める。

(岩見沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 岩見沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。